

大衡村消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大衡村消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 村長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、行政区長等の消防団活動を支援する者をいう。

(協力事業所の認定申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、大衡村消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により村長に申請するものとする。

2 消防団長等は、協力事業所に認定されることが適当と認める事業所等について、当該事業所等の意向を確認のうえ、大衡村消防団協力事業所認定推薦書（様式第2号）により村長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 村長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合において、次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員等が消防団員として、2名以上入団している事業所等

- (2) 従業員等の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しており、村長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 村長は、協力事業所認定の申請又は推薦があったときは、消防法令に違反がなく、前条の規定に適合するか審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 村長は、前条の審査により協力事業所として認定したときは、当該事業所等に表示証（様式第3号）及び大衡村消防団協力事業所表示証交付書（様式第4号）を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が大衡村外にある場合は、当該事業所等の所在地の市区町村長と協議のうえ、表示証の交付をするものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告。
- 2 前項の規定による表示は、縦横同率に拡大又は縮小することができる。
 - 3 認定の効力を失効した事業所等は、表示証を表示することができない。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 村長は、大衡村消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第5号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(協力事業所の認定期間)

第9条 協力事業所の認定期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年と

する。

- 2 村長は、協力事業所の認定期間の満了する日前までに、当該協力事業所等の協力事項の現状等及び認定期間の更新の意思を確認し、協力事業所の認定期間を更新することができる。

(認定の取消し)

第10条 村長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、村長は、取消しの理由を大衡村消防団協力事業所認定取消し通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定より協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を村長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 村長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。